

市民税・都民税の申告はお早めに

問課税課

令和5年度市民税・都民税は、令和4年1月1日～12月31日の所得に基づいて課税します。期限内に申告をしていない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定や給付金等の支給に影響が出たり、各種手当等の申請に必要な課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期限内に申告をしてください。

申告をする市民の皆さんへ

- 新型コロナウイルス感染防止対策のため、郵送での提出にご協力ください。
- 市ホームページで住民税額の試算や入力情報に基づいた市民税・都民税申告書を作成することができます。右のコードからご利用ください。



市民税・都民税申告書受付会場

日 2月16日(木)～3月15日(水) 平日午前9時～午後4時

場 北庁舎1階

※入場時の検温、マスクの着用や手指の消毒等新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください。

※37.5度以上の発熱やかぜの症状がある場合は入場をご遠慮ください。

市役所での確定申告の相談・作成補助等はいりません

新型コロナウイルス感染症対策や国の電子申告推進により、今年度から市役所での所得税の確定申告の相談・作成補助、作成のためのパソコンの貸し出しは行いません。作成済みの確定申告書提出の受け付けは引き続き行います。

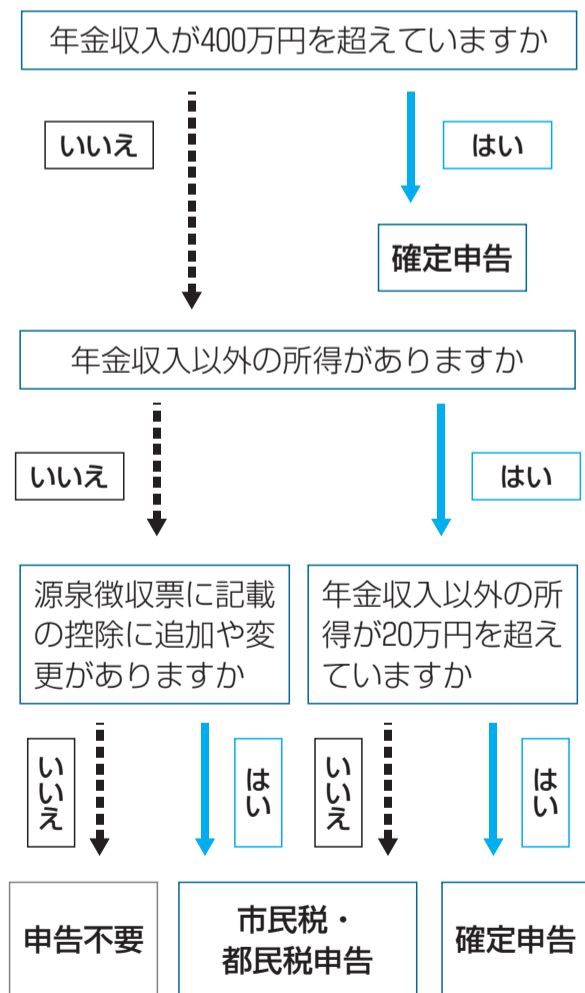
また、今年度から確定申告書等を提出する際には別途、備え付けの用紙に提出者の氏名・住所等の記載が必要となります。

★確定申告の作成・相談等は、東村山税務署の申告書作成会場で受け付けています。なお、申告書作成会場は混雑回避のため、入場整理券を事前発行します。入場整理券の入手方法等については東村山税務署(☎394-6811)へお問い合わせください。

申告に必要なもの

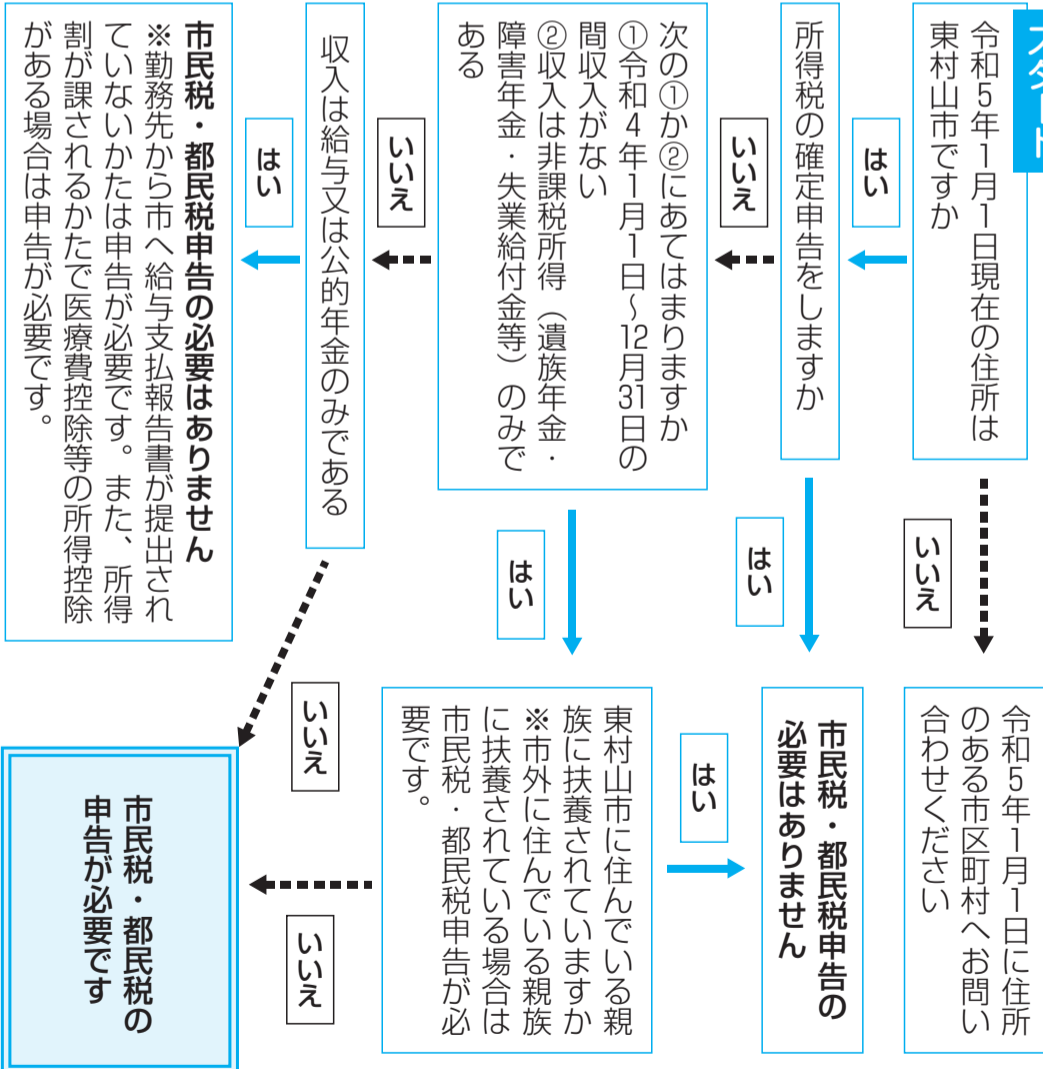
- マイナンバーカード又は個人番号が確認できる書類と身元確認書類
- 令和4年分の源泉徴収票、収入証明書等の収入金額が分かるもの
- 4年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 障害者手帳又は愛の手帳等(障害者控除を受けるか)
- 令和4年分の支払いを証明する明細書(医療費控除を受けるか)
- ※事前に自宅で作成してください。
- ※医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書が必要です。領収書で受け付けることはできません。医療費控除の明細書を作成する場合は「医療を受けた人」と「病院・薬局」ごとに医療費を合計して記載します。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- ※4年に市民税・都民税の申告をしたかたおよび4年中に東村山市へ転入した満18歳以上の国民健康保険加入者等には、1月下旬に申告書を郵送しました。申告書をお持ちでないかたは、市・課税課(本庁舎2階)、申告書受付会場で配布又は市ホームページからダウンロードした申告書を使用してください(郵送を希望するかたはお問い合わせください)。

公的年金所得があるかたの申告



※この表は目安としてお使いください。市民税・都民税申告のかたでも、医療費や社会保険料控除を追加し計算した結果、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が戻る場合は確定申告が必要です。

市民税・都民税 申告が必要なかた・不要なかた早わかりフローチャート



※この表は目安としてお使いください。医療費や社会保険料控除を追加し計算した結果、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が戻る場合は確定申告が必要です。